

令和2年4月7日

認定こども園
保育園 保護者各位
地域型保育事業

千葉市こども未来局
こども未来部 幼保運営課長

新型コロナウイルス感染症に係る登園自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府から緊急事態宣言が発せられることとなりました。感染拡大の防止、保育園等の機能維持などの観点から、できる限り自宅での保育（登園自粛）にご協力をお願いします。

1 登園自粛依頼期間

令和2年4月8日（水）～5月2日（土）

※休日保育は5月6日（水）まで

※状況に応じて変動する可能性があります。

2 保育料の減免

登園を自粛した日数分の保育料は、以下により後日返金します。

・4月8日（水）から5月2日（土）までの間、保育園等の開園日（土曜日含む）に10日以上お休みいただいた方は、4月分の保育料を全額免除します。

・上記の期間、10日未満（土曜日含む）お休みいただいた場合は日割り計算します。

※原則として一度決定済の保育料をお支払いください。

※後日、各園から登園自粛に協力いただいた日数の報告を受け、返金いたします。

（民間の認定こども園、小規模保育事業など、園と直接契約している場合は、各園にお問い合わせください。）

※お休みの日数を保護者の皆様から市へ報告する必要はありません。

（市に対する手続きは不要です。保育園等の利用状況を市・園で確認します。）

※延長保育料は、現状のとおり、利用日数に関わらず4月分の料金を徴収します。

なお、4月に1日も利用しない場合は後日返金します。

3 給食費の減免

食材料費の注文等を園がキャンセルできる食数分は、給食費を減免するよう市から園に依頼しています。詳細は各園に確認してください。

4 その他

お仕事等でお子さんを預ける際は、お子さんの健康状態の把握に努め、体調不良の際には登園を控えてください。

問合せ先：幼保運営課 043-245-5726